

向日市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱

令和3年2月8日

向日市告示第5号

改正 令和4年8月1日告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、向日市において家庭から排出される、可燃ごみに使用する袋（以下「指定ごみ袋」という。）の製造又は販売（以下「製造等」という。）の承認及び指定ごみ袋を向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「2市1町」という。）において共同で使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋は、別表、別図1、別図2及び別図3に定める指定ごみ袋の規格（以下「別に定める規格」という。）に基づいて製造等を行わなければならない。

(製造等の承認に係る申請)

第3条 指定ごみ袋の製造等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、向日市指定ごみ袋製造事業者承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、長岡京市又は大山崎町で承認を受けている場合は承認書の写しを添付することにより、次に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 申請者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類
- (2) 申請者が個人の場合は、事業主の身分証明書及び住民票の写し、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 承認を受けようとする内装袋と外装袋の仕様書
- (4) 使用する顔料及びインクの成分証明書

- (5) 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度に関する証明書
- (6) 指定ごみ袋の流通経路及び販売予定店がわかる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、承認しないものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 国税又は地方税を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が実質的に支配している会社等又は向日市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等（承認書の交付）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、承認番号を付して向日市指定ごみ袋製造事業者承認書（様式第3号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、別に定める規格を遵守して指定ごみ袋の製造等を行うものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題については、承認事業者が対処しなければならない。

（承認番号の表示義務）

第5条 承認事業者は、内装袋及び外装袋に承認番号を表示しなければならない。

（申請者の変更等）

第6条 承認事業者が、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該各号に掲げる様式に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載内容のうちごみ袋の内容に変更及び追加が生じた場合 申請書

(2) 申請書の記載内容のうち前号以外のもの 向日市指定ごみ袋製造事業者承認変更届出書（様式第4号）

2 市長は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、承認事業者に通知するものとする。

（改善の指示及び承認の取消し）

第7条 市長は、承認事業者が製造等を行う指定ごみ袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、当該承認事業者に対しその改善の指示及び指導をするものとする。

2 市長は、承認事業者が虚偽の申請をしたとき又は改善の指示若しくは指導に従わないときは、承認事業者に対する承認を取り消すとともにその事実を公表することができる。

3 前項の規定による承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。

4 市長は第2項の規定による承認の取消しにより生じた一切の損害については、その責任を負わない。

（指定ごみ袋の製造等の廃止）

第8条 承認事業者が、指定ごみ袋の製造等を廃止しようとする場合は、向日市指定ごみ袋製造廃止届（様式第5号）に承認書を添付して、市長に提出しなければならない。

（承認事業者の責務）

第9条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに品不足等が生じないように、円滑な流通及び販売に努めなければならない。

（連携及び情報共有）

第10条 2市1町は指定ごみ袋の承認等に関し、必要に応じて相互に連携及び情報共有を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則（令和 3 年 2 月 8 日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 1 日）

この要綱は、告示の日から施行する。